

基安発 0228 第 4 号
平成 30 年 2 月 28 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施します。

つきましては、貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。